

地域密着型サービスについて (他の介護保険サービスとの違い)

- 1 指定の原則（地域密着型サービス、他の介護保険サービスの両者とも）
事業所を新設 → 指定基準を満たす → 指定 → 6年ごとに更新が必要
- 2 利用上の差異
「地域密着型サービス」・・・原則として、事業所のある市町村の住民しか利用できない。
「他の介護保険サービス」・・・自由に他市町村の事業所（訪問介護事業所や特別養護老人ホームなど）を利用や入所できる。
- 3 指定権限の差異
「地域密着型サービス」・・・市町村が指定権限を有する。
「他の介護保険サービス」・・・都道府県が指定権限を有する。
- 4 運営上の差異
「地域密着型サービス」・・・運営推進会議等※などの開催が必要
「他の介護保険サービス」・・・上記の機関は不要。

※運営推進会議

認知症対応型共同生活介護等の事業者が自ら設置し、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

- ・ 認知症対応型共同生活介護・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所
…概ね2箇月に1回以上開催
- ・ 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護事業所
…概ね6箇月に1回以上開催

- 5 指定権限者による指導監督の義務（地域密着型サービス、他の介護保険サービスの両者とも）
指定の条件を満たしているか、適正なサービス提供がされているか（チェック体制）